

第1 目的及びその適用範囲等

1 目 的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、〇〇事務所（防火対象物名称やテナント名称等）における防火管理について必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この計画は、当該防火対象物に勤務し、出入りするすべての者に適用するものとする。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者の業務

- (1) 管理権原者は、当該防火対象物の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建築構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

2 防火管理者の業務

- (1) 消防計画の作成（変更）に関すること。
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施に関すること。
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督に関すること。

次の項目を実施し、不備欠陥箇所がある場合は改修促進を図る。

ア 建物の主要構造部や外壁、内装、天井、屋外階段等の維持管理

イ 防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁等の防火施設の維持管理

ウ 階段、避難口等の避難施設の維持管理

エ 危険物施設、少量危険物施設及び指定可燃物貯蔵等の維持管理

当該建築物に設置されている危険物施設等は次表のとおり

危険物施設 (地下タンク貯蔵所第4類第3石油類A重油 3,000 リットル)

少量危険物施設 (屋外タンク貯蔵所第4類第3石油類A重油 1,600 リットル)

オ ガス設備、ボイラー設備等の火気使用設備の維持管理

当該建築物に設置されている火気使用設備は次表のとおり

ふろがま 温風暖房機 廉房設備 ボイラー設備 ストーブ

壁付暖炉 乾燥設備 サウナ設備 簡易湯沸設備 給湯湯沸設備

燃料電池発電設備 変電設備 急速充電設備

内燃機関を原動力とする発電設備 蓄電池設備 ネオン管灯設備

舞台装置等の電気設備 避雷設備

圧縮アセチレンガス (kg × 本)

液化石油ガス (50 kg × 6 本)

その他 ()

カ 消防用設備等・特殊消防用施設等の維持管理

当該建築物に設置されている消防用設備等・特殊消防用施設等は次のとおり

(ア) 消火設備

- 消火器具 屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備
 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備
 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備

(イ) 警報設備

- 自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備 消防機関へ通報する火災報知設備
 漏電火災警報設備 非常警報器具 非常警報設備

(ウ) 避難設備

- 誘導灯 誘導標識 避難器具

(エ) 消防用水

- 消防用水

(オ) 消火活動上必要な施設

- 排煙設備 連結散水設備 連結送水管 非常コンセント設備
 無線通信補助設備 その他

(4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

(5) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の確立

(6) 火気の使用、取扱いの指導、監督

(7) 収容人員の適正管理

(8) 全従業員に対する防災教育の実施

(9) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督

(10) 管理権原者への提案や報告

(11) 放火防止対策の推進

(12) 地震対策に関し必要な事項

(13) その他防火管理に関し必要な事項。

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届 出 等 の 時 期	届出者等
防火管理者選任（解任）届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき。	管理権原者
危険物取扱者選任届出	危険物取扱者を定めたとき、又はこれを変更したとき。	管理権原者
消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき。 ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
消防訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき。	防火管理者
消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告	3年に1回（総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書）	関係者
消防用設備等・特殊消防用設備等の設置届出	消防用設備等・特殊消防用設備等の増設、移設したとき及び危険物施設等、火気使用設備の設置をするとき。	管理権原者

第4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

(1) 防火管理者、火元責任者等が行う日常の任務を次表のとおり定める。

防 火 管 理 者		役職 支配人等 氏名 消防 太郎			
火 元 責 任 者		火 元 責 任 者			
担 当 区 域	氏 名	担 当 区 域	氏 名		
1 F	○○ ○○	全館	○○ ○○		
2 F	○○ ○○				
3 F	○○ ○○	(区域ごとに担当がいれば記入) (担当区域を分けていない施設であ れば全館と記入)			
担 当 者 の 任 務					
防 火 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の防火管理業務の総括責任者 火元責任者に対しての指揮監督を行う。 				
火 元 責 任 者	<ul style="list-style-type: none"> 担当区域の火災予防について、火気使用設備等の点検を行い防火管理者に報告する。 				
従 業 員 等 の 厳 守 事 項					
1	消火器、屋内消火栓などが設置されている場所や階段、通路、非常口などの周囲には物品を置かないこと。				
2	防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。				
3	火気使用器具の周辺は、常に整理整頓して、燃えるものを接近して置かないこと。				
4	喫煙は、指定された場所で行い、吸殻は不燃性の水入り容器に入れるなどして処分すること。				
5	死角となる廊下、階段室、トイレなどに可燃物を放置しないこと。				
6	建物内外の整理整頓を行い、ゴミ等の可燃物は、定められた時間以外は、外に出さないこと。				
7	異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。				
8	電気、ガスなどの火気設備器具の使用後は、必ずスイッチを切ること。				
9	火元責任者は、担当区域の火気の状況を管理すること。				
10	危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。				
11	ガス器具のホースの老化・損傷状況のチェックすること。				
12	倉庫等の施錠管理の確認をすること。				

(2) 上記表を全従業員に周知する。

※ 上記従業員厳守事項を日常的にチェックするとともに不備・欠陥がある場合には、ただちに防火管理者に報告する。

2 定期に行う検査は、別表1「自主検査チェック表」に基づき、各担当区域の火元責任者が年4回以上実施すること。

3 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

(1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は点検業者に委託し実施する。

	点 檢 業 者	点 檢 回 数
消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検	〇〇防災株式会社	年2回

(2) 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検時に立ち会わなければならぬい。

4 報告等

(1) 自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

(2) 防火管理者は、不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならぬい。

(3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定する。

第5 厳守事項

1 従業員等が守るべき事項

(1) 全従業員は、避難口、廊下、階段などの避難施設や防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 廊下、階段、通路には、物品を置かない。

イ 階段等への出入口に設けられている扉の閉鎖（煙等により自動的に閉鎖する扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置又はその付近に物品が置いてある場合は直ちに除去する。

エ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

オ 非常口等の管理状況について常に確認する。

(2) 火気管理等

ア 噫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸殻の点検を行う。

イ 噫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ 火気設備器具は指定された場所で使用する。

オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓とともに、可燃物に接して使用しない。

カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

(3) 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

ア 指定された場所以外で、臨時に火気を使用するとき。

イ 各種火気設備器具を新設又は増設するとき。

ウ 危険物等を使用するとき。

(4) 放火防止対策

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- イ 物置、空室、雑品庫等の施錠を行う。
- ウ 建物内外の整理整頓を行う。
- エ トイレ、洗面所の巡回を定期的に行う。
- オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠等の確認を行う。

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

- ア 防火管理者は、収容能力を把握し、過剰な人員が当該施設に入館しないように従業員に徹底する。

(2) 工事中の安全対策

- ア 防火管理者は、増築等で建築基準に基づく仮使用申請するとき又は消防用設備等・特殊消防用設備等の機能に影響を及ぼす場合は、消防本部と事前に打ち合わせを行い、必要に応じて「工事中の消防計画」を届出する。

イ 工事人等の遵守事項

- (ア) 溶接・溶断などの火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
- (イ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (ウ) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。
- (エ) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (オ) 放火を防止するために、資機材等の整理整頓すること。
- (カ) その他 防火管理者の指示すること。

(3) 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定または制限することができる。

- ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- イ 火気使用設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
- エ 工事等の火気使用の禁止又は制限
- オ その他必要と認められる事項

第6 自衛消防組織等

1 自衛消防組織の編成（警戒宣言等が発せられた場合の組織を含む。）は、次表のとおりとし、各班担当者に周知する。

隊の編成（氏名）	平常時の任務	警戒宣言発令時等の組織編成と任務	
自衛消防隊長 （〇〇　〇〇）	1 自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。 2 消防隊への情報提供	情報収集班として編成する。	1 報道機関等により南海トラフ地震臨時情報及び警戒宣言発令に関する情報収集及び連絡 2 放送設備、掲示板等により全従業員に周知を図る。 3 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認 4 道路情報の収集及び連絡
防火管理者 （〇〇　〇〇）	1 隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。		
通報連絡班 （〇〇　〇〇） （〇〇　〇〇）	1 消防機関への通報 2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡先）		
消火班 （〇〇　〇〇） （〇〇　〇〇） （〇〇　〇〇）	1 出火階に直行し、消火設備による初期消火作業 2 消火作業の指揮指導 3 自衛消防隊長への報告 4 消防隊への連携及び補佐	消火班	建物構造、防火施設、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班 （〇〇　〇〇） （〇〇　〇〇）	1 出火階並びに上層階の避難開始の指示命令の伝達 2 逃げ遅れの確認及び隊長への報告 3 防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖確認 4 避難場所は屋外駐車場等とする。 5 エレベーターによる避難は禁止する。		混乱防止のため、退館者の案内及び避難誘導を行う。
救護班 （〇〇　〇〇） （〇〇　〇〇）	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供		上記避難誘導班の任務と同じ。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

（1）通報・連絡

ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報、内線電話等により事務室等へ火災の状況を通報する。

イ 事務室等の勤務員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備等により消火班・避難誘導班などに指示し、全従業員等に対して避難誘導放送を実施する。

ウ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

エ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡する。

オ その他

・ 放送文を放送設備の付近に貼付する。

・ 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、1名以上を事務室に残し、他の者は消火器、非常電話等を携行し出火階へ急行し現場を確認する。

また、全従業員等に火災報知設備が発報した旨及び調査中の旨の事前放送を行う。

・ 現場に急行した職員は、非常電話等により事務室に連絡する。

また、現場から火災である旨の連絡を受けた職員は、直ちに119番通報する。

・ 事務室の職員は、放送設備等により在館者に火災である旨を伝達する。

また、放送の順は、パニック防止のため、出火階・直上階・上層階の順に伝達する。

(2) 初期消火

ア 初期消火担当者は、出火場所に急行し、積極的に消火活動を行う。

イ 初期消火担当者は、近くにある消火器等の消防用設備等を用いて消火活動を行う。

(3) 避難誘導

ア 避難誘導担当者は、現場から遠い避難経路を選択し、誘導する。

イ 非常放送設備、拡声器を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

ウ 避難経路が、分りにくいときは、曲がり角などに誘導員を立て、誘導する。

エ 避難誘導担当者は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告とともに救出を行う。

オ エレベーターによる避難は、禁止する。

(4) 応急救護

ア 救護班担当者は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに救急隊に引き渡す。

イ 救護班担当者は、負傷者の住所、氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

ウ 救護所は、ロビー又は屋外駐車場等安全な場所に設置する。

第7 休日、夜間の防火管理体制

1 休日、夜間に在館者がいる場合

(1) 休日、夜間の防火管理体制及び自衛消防活動

休日、夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

休日、夜間の自衛消防組織は、前第6「自衛消防組織の編成」表を準用する。

2 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、〇〇警備会社からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

第8 地震対策

1 日常の地震対策

(1) 地震対策を実施する責任者は、〇〇 〇〇とする。

(2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

- イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う
- ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏洩防止措置を行う。
- オ その他

(3) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。

備蓄品目	備蓄場所
1 飲料水	5 携帯ラジオ
2 非常用食料	6 携帯用拡声器
3 医薬品	7 救出用資機材
4 懐中電灯	
2 地震時の安全措置	1階事務室

- 2 地震時の安全措置
- (1) 地震発災後は、身の安全を守る
 - (2) 出火防止

ア 火気使用設備器具の直近にいる従業員は、元栓・器具栓を閉止又は電源遮断を行い各火元責任者はその状況を確認する。

イ ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブの閉止操作と確認を行う。

ウ 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。

エ 地震発災後、火元責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。

オ その他

(ア) 避難通路の確保を行う。

(イ) 防火管理者は、被害の状況を火元責任者等に報告させ、把握する。

3 地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

- (1) 情報収集等

通報連絡担当者は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

イ 混乱防止を図り、必要な情報は在館者に知らせる。

- (2) 救出、救護

ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員を活用して実施する。

イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

- (3) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当者は、混乱防止に努め、次のことを行う。

(ア) 全従業員を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、壁ぎわなど安全な場所で従業員等を待機させる。

(イ) 全従業員を指定避難場所に避難誘導するときは、指定避難場所 〇〇 町

〇〇 番 〇〇 号「〇〇小学校」までの順路について説明する。

(ウ) 避難は、熱海市災害対策本部の避難勧告等又は防火管理者の命令により行う。

(エ) 避難には、車両等を使用しない。

(オ) 避難は、一時集合場所 〇〇事務所前駐車場 に集合し、人員確認後、避難する。

(カ) 避難通路に落下、転倒した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

4 その他

(1) 管理権原者は、建物を使用再開又は復旧使用するときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 工事部分等の被害状況等の確認をする者及び報告者を定めておく。

イ 立入り禁止区域の指定と従業員に対する周知徹底

ウ 避難経路の確保

(2) 管理権原者は、復旧活動時において火災の発生、災害予防等を防止するために次の対策を講じる。

ア 建築物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の処置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。

イ 事業再開時には、火気使用器具の破損状況を調査し、安全であることを確認した後使用を再開する。

5 大規模地震対策対応措置

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震に伴う津波警報が発せられた場合の自衛消防隊は、前第6 自衛消防組織の編成を準用する。

(1) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言及び南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合における対応措置

ア 直ちに営業を中止し、在館者を避難誘導する。

イ 地震により、火災発生のおそれのある火気使用設備器具は、原則として使用を中止する。

ウ 被害防止措置の内容

(ア) 窓ガラス等の破損、散乱防止措置

(イ) 照明器具、ロッカー、OA機器、自動販売機等の物品の転倒、落下防止措置

(ウ) その他（避難通路の確保・非常口の開放等）

(2) 大規模地震（南海トラフ地震含む）に伴う津波警報発令時における対応措置

ア 情報収集班は、津波に関する情報収集を実施し、在館者に伝えること。

イ 必要に応じて在館者を高台に避難させ、若しくは指定避難場所への避難誘導を実施すること。

ウ 津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

(3) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震に伴う津波警報が発せられた場合の従業員・在館者に対する情報の伝達方法

ア 全従業員へは、館内放送、口頭等により伝達する。

イ 在館者に対する情報の伝達時間は、各階の避難誘導担当の配置完了後とし、非常放送設備等により伝達する。

第9 防災教育

1 防災教育の実施時期・実施対象者・実施回数は、次表のとおりとする。

実施時期	実施者	実施対象者
毎年 6月	〇〇 〇〇	従業員

2 自衛消防隊員等の教育

(1) 防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。

ア 消防計画について

- ・ 全従業員が守るべき事項について
- ・ 火災発生時の対応及び地震時の対応

イ 防災機関が行う地域防災訓練等及び講演会等への参加

ウ 大規模地震対策特別措置法の趣旨及び地震知識の教育

エ 南海トラフ地震に関する情報の収集と伝達方法の教育及び広報の研修

オ 津波に関する一般的な知識

(2) 防災教育の実施方法

ア 新入社員等採用時に実施する。

イ 毎日の朝礼時又は終業時に実施する。

第10 訓練

(1) 訓練の実施時期は、次表のとおりとする。

消防訓練の種類	実施時期
総合訓練(消火・避難・通報訓練)	毎年 6月

(2) 部分訓練は必要に応じて計画実施する。

(3) 訓練の実施時期にあわせ、大規模地震（南海トラフ地震含む）及び大規模地震に伴う津波からの避難を想定した訓練を年1回以上実施すること。

ア 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言、南海トラフ地震に関する情報及び南海トラフ地震に伴う津波警報発表時の伝達訓練の実施すること。

(4) 防火管理者は、訓練指導者として、訓練の実施にあたる。

(5) 訓練の参加者は、自衛消防隊員及び全従業員等とする。

(6) 防火管理者は、訓練を実施する場合にあらかじめ「消防訓練実施計画書」を消防本部に提出すること。

附則

1 その他細目については、別に定める。

2 この計画は、令和 年 月 日から実施する。